

# 松戸市教育委員会会議録

令和7年3月臨時会

## 令和7年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 令和7年3月24日（月） 午前10時より

2 場 所 教育委員会5階会議室

# 松戸市教育委員会会議録

令和7年3月臨時会

開 会	令和7年3月24日(月) 午前10時	閉 会	令和7年3月24日(月) 午前10時02分	
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	×
	委 員 伊藤 誠	×	委 員 和座 一弘	×
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和7年3月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	井之浦 太郎	21		
2	生涯学習部 審議監	小林 清	22		
3	教育総務課 課長	三根 秀洋	23		
4	” 専門監	斉藤 政彦	24		
5	” 補佐	飯島 幸枝	25		
6	” 主査	吉川 紘司	26		
7	” 主任主事	山下 栄一郎	27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

**教育長** 初めに傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には傍聴したい旨の申出はございません。

なお、これ以降、傍聴の申し出がある場合は、事務局への受付をもって、許可に代えることといたします。

---

◎中 止

**教育長** 本日、伊藤委員、中西委員及び和座委員が所用により欠席されます。教育長及び委員の過半数が出席しておりませんので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条3項の規定により、本会議は開会することができません。

よって令和7年3月臨時教育委員会会議は中止と致します。

以上で終了と致します。

## 令和7年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 令和7年3月26日（水） 午前10時より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題  
議 案

4 その他

## 令和7年3月臨時教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第48号

松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について (児童生徒課)

#### ② 議案第49号

松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (学校財務課)

#### ③ 議案第50号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の  
一部を改正する規則の制定について (教育総務課)

#### ④ 議案第51号

松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について  
(教育総務課)

#### ⑤ 議案第52号

令和6年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について  
(学務課)

#### ⑥ 議案第53号

松戸市教育委員会職員的人事について (教育総務課)

# 松戸市教育委員会会議録

令和7年3月臨時会

開 会	令和7年3月26日(水) 午前10時	閉 会	令和7年3月26日(水) 午前11時22分	
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	×
	委 員 伊藤 誠	×	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和7年3月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	井之浦 太郎	21		
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22		
3	学校教育部 審議監	町山 信之	23		
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24		
5	” 専門監	斉藤 政彦	25		
6	” 補佐	飯島 幸枝	26		
7	” 主査	吉川 紘司	27		
8	” 主任主事	山下 栄一郎	28		
9	児童生徒課 課長	志村 雅人	29		
10	” 補佐	佐々木 亮	30		
11	学校財務課 課長	大場 慶育	31		
12	” 学校給食担当室長	飯澤 信幸	32		
13	” 補佐	木村 朗子	33		
14	” 主査	田中 秋衣	34		
15	教育政策研究課 課長	秋田 敦子	35		
16	学務課 学校保健担当室 補佐	飯島 雅子	36		
17	” 補佐	御園生 朋寛	37		
18	学習指導課 補佐	陰山 元宏	38		
19	学校施設課 課長	久保田 昭彦	39		
20			40		

**教育長** 初めに、傍聴についてご報告いたします。

現在のところ、傍聴の申し出がございません。この後、傍聴人がある場合は、松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、事務局への受付をもって許可と代えることにいたします。

---

◎開 会

**教育長** それでは、本日の会の成立について申し上げます。本日、伊藤委員及び中西委員が所用により欠席されます。しかし、教育長及び教育委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条3項の規定により、本会議は成立いたします。よって、これから開会いたしたいと思えます。

ただいまから令和7年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 本日の開会に当たり、会議録署名人を山形委員にお願いいたします。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案6件となっておりますが、このうち、議案第52号及び議案第53号は、人事に関わる案件となります。したがって、この審議を秘密会としてはいかががお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第52号及び議案第53号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、これらの審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり議案第52号及び議案第53号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更する

こととし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、これからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

---

#### ◎議案第48号

**教育長職務代理者** 本日は議案が多くなっておりますので、限られた時間の中で、円滑な議事進行に努めたいと思います。ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第48号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

児童生徒課長、お願いいたします。

**児童生徒課長** 議案第48号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

松戸市いじめ防止対策委員会条例第3条及び第4条第1項の規定により、別紙の者を松戸市いじめ防止対策委員会委員に委嘱することについて承認を求めるものでございます。

提案理由は、松戸市いじめ防止対策委員会委員の任期満了に伴い、松戸市いじめ防止対策委員会委員を委嘱するためでございます。

任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

議案資料、松戸市いじめ防止対策委員会委員名簿をご覧ください。

適切にいじめ問題に対処する公平性、中立性を確保するという観点で専門的な知識及び経験を有する第三者からの選定ということで、この5名の方に委嘱したいと考えております。

初めに嶋崎政男氏ですが、東京都の公立中学校長を歴任され、現在は神田外語大学客員教授、日本学校教育相談学会前会長、日本スクールカウンセリング推進協議会前理事長、現顧問を務められております。学校カウンセラー、上級教育カウンセラーの資格をお持ちです。生徒指導や教育相談やいじめ問題に関する著書も多く執筆され、これまでの経験を基に率直なご意見をいただくことで、松戸市のいじめ防止対策をさらに実効性のあるものに高めてい

ただけるものと期待しております。

次に、中山理氏は、麗澤大学から推薦をいただきました。現在、麗澤大学の元学長特任教授として、道徳において専門的な知見を有しておられます。

麗澤大学は幼稚園から大学までの教育を展開していることから、教育現場の実情や課題を踏まえ、いじめの背景となる学校や学校を取り巻く環境、地域の課題なども把握されていると考えています。著作物や海外での講演会も多く登壇され、国際的な視点からもご意見をいただけると期待しております。

次に、原康樹氏ですが、アポロ法律事務所に勤務されている弁護士です。千葉県弁護士会から推薦をいただきました。

原氏は千葉県弁護士会子どもの権利委員会委員として活動され、いじめ・体罰・校則・懲戒処分など、学校生活における子どもの人権問題など、様々な課題に取り組んでおられます。また、令和6年度より千葉県弁護士会の副会長も務められております。この委員会においても、その専門性を生かして具体的にご意見をいただけると考えております。

次に、都丸けい子氏ですが、聖徳大学・聖徳大学短期大学部の心理・福祉学部心理学科准教授を務められております。教育臨床学、学校心理学について専門的な知見を有しておられ、聖徳大学から推薦をいただきました。

臨床心理士、学校心理士として児童・生徒や保護者の気持ちに共感し、児童・生徒や保護者と対話するスキルを有しておられます。子どもの発達段階に応じ、いじめの対策へのご意見がいただけるものと考えております。

最後に渡部綱博氏ですが、現在、松戸市人権擁護委員としてご活躍され、千葉県人権擁護委員連合会からの推薦をいただきました。現在、調停委員としてご活躍をされております。

広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解をお持ちになっており、人権擁護委員という立場から貴重な意見を頂けるものと考えております。

なお、この5名の委員は、全員前年度からの継続の委嘱となります。

私の説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理者** 議案第48号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。ご質問、ご意見。

和座委員。

**和座委員** この防止対策委員会ですけれども、この委員会の位置づけというか、それを教えて

いただきたいんですけど。1年間に何回ぐらいの会議をして、その結果をどういう形でそれを利用するとか生かしていくのかということについて、お話を聞かせてください。

**教育長職務代理者** 児童生徒課長、お願いします。

**児童生徒課長** 学校におけるいじめの重大事態になったときに、我々のほうで教育委員会が主体となってやるのか学校が主体になってやるのかという中で、教育委員会のほうで主体となって行うというときに諮問して、会議を行っていただいて答申をいただいて学校のほうに返すという流れになっております。

今年に限っては、会議の開催については1回ほどありました。その件の重大事態がなかったものですから、1回の会議をしたということが現状です。

以上です。

**和座委員** そうするとこれは、そういった何か重大事件というか、そういう非常にシビアな問題が出たときに初めて招集されるという認識でよろしいですか。定期的に行っているわけじゃないんですね。防止のための対策を皆さんで話し合っという、そういうことではない。

**教育長職務代理者** 児童生徒課補佐、お願いします。

**児童生徒課補佐** 補足説明をします。

今回提案していますいじめ防止対策委員会につきましては、これは条例設置の松戸市教育委員会の附属機関としての位置づけであります。先ほどのいじめの調査につきましては課長の答弁のとおりですけれども、いじめ重大事態が発生して、こちらの附属機関を使わない、要は1年間諮問する調査案件がなかった場合については、最低限年1回の定例会という形で、これは傍聴を入れてやっております。

定例会の中では、市のいじめの現状や、松戸市教育委員会のいじめ対策の施策などを事前に委員のほうにお渡しして、そういったところで、広い立場で、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかというご意見をいただく、いじめに関する情報だったり専門家からのご助言をいただくという形でやっております。ここ2年間ほどは定例会のみの開催となっておりますが、今後、いじめの重大事態が発生して、こちらの松戸市いじめ防止対策委員会で調査が必要だという場合については、この教育委員会会議のほうで議案を提案させていただいて、委員の議決をもって諮問してよろしいかということをご諮らせていただく形になります。

**和座委員** 分かりました。

**児童生徒課補佐** 説明、以上です。

**和座委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。ほか、ありますか。

山形委員。

**山形委員** 意見です。

以前、嶋崎先生が中学校でいじめ防止に対する授業をしてくださったのを見学させていただく機会がありました。多様性にあふれた授業でした。子どもたちに選択させて、クイズのような形で、楽しく学びの場をつくってくださったことを今でも記憶しております。

今回も委員の方の専門性を持ってやってくださる中で、弁護士の原先生が子どもの権利についての専門性が高い背景をお持ちなので何かしら、子どもたちにもですが、教育委員会全体として、先生たちに、何か研修や授業をしていただけたらと思います。いじめ防止対策委員会の先生だからこそ松戸市のこの1期見ていただいた背景もあります。勉強会や子どもたちにも、以前、嶋崎先生がやってくださった授業などしていただけたらと思います。臨床心理の視点から、例えば保護者の方に子どもたちはいじめがあることを保護者に言えないケースもあつたりします。そのケースの中にはいろんな背景があると思うんです。心配をかけたくなって、もしくは保護者がそういうことを言ったらもっと逆上してしまいそうとか、様々なケースがあると思いますが、保護者が子どものSOSに気づくような、心理背景の講義など、せっかく聖徳大学の子どもの心理にまつわるプロフェッショナルな学校がそばにありますので、依頼するような形での何かしらつながりを持った防止対策委員会との連携というのが取れたら、本来の意味での防止というところにもつながるかと思います。重大事件がないことが1番ですけれども、そのための予防で、先生たちに、もっと松戸のいじめ防止に関わっていただける機会があればと考えております。お願いいたします。

**教育長職務代理者** ご意見ということで。

**山形委員** はい、意見です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。議案第48号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

---

◎議案第49号

**教育長職務代理者** 次に、議案第49号「松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

学校給食担当室長、お願いします。

**学校給食担当室長** よろしくをお願いいたします。

議案第49号「松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

初めに、本議案の趣旨及び概要についてご説明させていただきます。

令和4年7月、コロナ禍における食材料価格が高騰したことに伴いまして、1食単価の改定を行うとともに、教職員等の学校給食の1食当たりの額を変更いたしました。

ただし、児童生徒の食材料の価格の高騰相当分の賄材料費については、本来、保護者に負担していただくところを市が負担することで現状を維持してまいりました。ただし、この支援は開始当初から当面の間とされていたんですね。そこを受けまして、このたび食材料費を保護者負担と定める学校給食法第11条の規定にのっとりまして、令和7年度の2学期から学校給食全ての食材料費を学校給食として保護者に負担していただく予定と、今現在ではなっております。

つきましては、栄養バランスの取れた献立内容による安全安心かつ安定的な給食提供を維持するため、児童生徒の学校給食費の1食当たりの額を変更するものでございます。

それでは具体的にご説明させていただきたいと思いますが、お手元資料の4ページをご覧ください。

第3条第1項第1号について、「小学校第1学年及び第2学年の児童並びに当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 245円」となっております。現行より45円増となっております。

2号、3号、4号につきましては、以下、同様に記載のとおりというふうになっていると

ころでございます。

なお、具体的に下線部を引いているところではございますけれども、「当該児童生徒と同様の学校給食の提供を受ける者」とは、松戸市立小中学校に学籍のない児童生徒や教職員、臨時に給食を喫する者を意味しております。これらの者につきましては、令和4年度に、既に給食費の額を変更しており、改正前の条文の第3条第1項第5号から第8号までに規定しておりましたが、今回の改正により第1号から第4号までにまとめて記載したため、削除といった形になっております。

次に資料5ページ、表の欄外の附則をご覧ください。

施行期日は令和7年9月1日です。約5か月後に施行される規則を今回の議案として提出させていただいたのは、令和7年3月定例会で審議されました令和7年度予算案に伴う改正であるからです。また、市民の負担に関する内容でもあり、周知期間が必要であるという理由もあります。

なお、附則第3項、準備行為ですが、申請期限を令和7年9月1日よりも前に設定することから設けた規定になります。

いずれにいたしましても、学校給食については今後、急速な物価上昇があると思いますが、そういったことも踏まえ、また今後の全体的な国の動向を注視しながら、安全・安心で、一番大切なことはそこだし、そういった継続した給食に努めてまいりたいと、考えているところでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理者** 議案第49号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

和座委員。

**和座委員** ここで2つの場合があるというお話があったんですけども、いわゆるその市立小学校と中学校の学籍があるお子さんと、そこにはないお子さんというふうにして、先ほど、これが同様の提供を受ける者というところの定義だったと思うのですが、具体的にどういった方たちで、それで、どのぐらいの人数いらっしゃるのか。

**教育長職務代理者** 学校給食担当室長、お願いします。

**学校給食担当室長** 本当、まれなケースですけども、外国に行っていて一時帰国するような方

がたまにいらっしゃって、そういった場合を想定しているものでございます。

**和座委員** じゃあもう本当に。

**学校給食担当室長** 少ないです。

**和座委員** ごく少ないということですね。

**学校給食担当室長** はい。ただ、ゼロではないということ。

**和座委員** 分かりました、それぐらいということですね。

**学校給食担当室長** 以上でございます。

**教育長職務代理者** ほかにございますか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** 周知期間を大分長く取っていただいているということで、少し安心感はあるのですが、ぜひ丁寧なご説明等よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これより議案第49号を採決いたします。議案第49号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第49号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

#### ◎議案第50号

**教育長職務代理者** 次に、議案第50号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願ひいたします。

教育総務課長、お願ひします。

**教育総務課長** 教育総務課長の三根です。よろしくお願ひいたします。

議案第50号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、松戸市教育委員会の体制及び組織改編に係る関係規則について、所要の改正をするためでございます。

7ページから8ページの改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則第3条では、学務課学校保健担当室の名称を児童生徒の安全管理を行う部署であることを明確化するため、学校保健安全担当室へ変更いたします。

学習指導課の特別支援教育対策室は、令和5年に係を設置しましたが、特別支援教育へのニーズの高まりや専門性が求められる状況に対応するため格上げし、特別支援教育担当室を設置いたします。

担当室を設置することによりまして、組織的に業務が明確化され、事務決裁権限や予算執行等の権限が与えられ、意思決定、サービス提供の迅速化により、きめ細やかな行政運営を行うことができるようになりますとともに、学習指導課の多岐にわたる業務のスリム化も図ることができるようになります。

次に、7ページ下段から8ページの別表では、各所属の所管に係る事務事業を整理しており、生涯学習部教育政策研究課に松戸市教育振興審議会条例の制定に伴い教育振興審議会に関する事務を追記するとともに、現在は教育情報施策を学校教育部と生涯学習部の両部にまたがって実施しておりますが、今後は学校教育部に一本化して強化していくため、教育情報化施策の企画立案に関する業務を学校教育部学校施設課に移管をいたします。

次に、学校財務課の学校給食担当室の学校給食に係る扶助費の支給に関することは、中学校給食の制度見直しに伴い、扶助費の給食費相当額の支給を廃止したため、削除するものです。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第50号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

7ページの学校保健担当室が今、課長から安全についてというところがありましたが、その部分について、具体的なものを教えていただきたいです。もう一点が、この部・課・室・係という流れの中で、係と室の違いというところを一度教えていただけたらと思います。2点です。

**教育長職務代理者** 学務課長補佐、お願いします。

**学務課長補佐** 学務課長補佐の御園生でございます。

学校保健安全担当室につきまして、今回「安全」という名称が入りましたけれども、業務的には、これまで行っていた業務を継続して行うという形になりますので、内容については学校安全に関わる、管理の部分で言えば、安全点検であるとか通学路の安全対策であるとか、これまでも行ってきた内容になりますし、安全教育の部分で言えば、子どもたちに関わる安全教育の推進という形で本担当室のほうで行っておりますので、そういった内容について継続して行っていくということになります。

ですので、名称的には「安全」というのがつきますが、我々が行っている業務を明確にするためのものという認識で捉えております。今後とも子どもたちの学校の安全につきまして、業務のほう遂行してまいりたいと思っております。

以上です。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 教育総務課長、お願いします。

**教育総務課長** 係と担当室の違いということでご質問いただきました。

こちらにつきましては、この規則自体が各課の所掌する事務を定める事務的なものでございまして、市民に直接的に影響があるというものではないのですけれども、今お話ししたように担当室の設置目的は、政策課題の取組を組織的に明確にすること、行政効率を高めること、それからきめ細かな行政運営を行うことというようなことがございまして、担当室を設置することによりまして、より市民にとってはきめ細かなサービスを提供することができるようになるということでございます。

以上です。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほか、ございますか。よろしいですか。

教育長。

**教育長** この組織改革につきましては、私も就任以来、この課題意識を持って教育委員会の業務に取り組んでまいりました。その結果、重点項目等の点検評価を受け、さらには来年度の施策を各担当といろいろヒアリングをしていく中で、それが集大成になったものが先日お話ししました教育施策方針でございます。それを具現化していくために組織を見直して、さっき教育総務課長からありましたように、より効率的な業務を推進していくというようなものの現れですので、引き続きこれがベストだということではなく、実践してみた中で、やはり組織としてさらに向上していきたいという気持ちの中で取り組んでいきたいと思っております。ま

た、様々なご意見等いただければうれしいなと思っています。よろしく願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理者** それでは、これより議案第50号を採決いたします。議案第50号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第51号

**教育長職務代理者** 次に、議案第51号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

**教育総務課長** 続きます。議案第51号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由は、教育委員会の体制に係る規程について所要の改正をするためでございます。

10ページから12ページの、改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

10ページからの別表につきましては、議案第50号でご審議いただきましたとおり、各所属の所管する事務が変更になったこと及び担当室の設置等に伴いまして決裁事項の改正を行っております。

また、11ページ、学務課学校保健担当室の学校体育に関わる決裁事項、学校体育に関する専門的事項の指導及び助言につきましては、令和4年の組織改編後、学習指導課へ業務移管されているため削除するものでございます。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** 11ページですけれども、この特別支援の教育の担当室というので、特にこの部分について少し充実を図っていきたいというお話を先ほど聞いたんですけれども、実際に改正前と改正後で見ますと、様々な面で、例えば具体的に医療的ケア児の支援に関する事だとか、就学相談に関する専門的事項の指導及び助言とか、いろいろと、具体的に書かれておりますけれども、実際のところ、この特別支援教育に関して人数的にも、あるいは何か質の面で、

議論する中で十分に話をしていくための、組織改定というか、組織の中での変更とか、そういったものはあったんでしょうか。

**教育長職務代理者** 学習指導課補佐、お願いします。

**学習指導課補佐** 担当室が4月からできることとなりますけれども、業務内容等、特に大きな変更は考えておりません。

以上です。

**和座委員** こういうような、いろいろと具体的に医療的ケアとか就学相談とかというのは、前のこの項目と比較すると、その辺のことは書かれていますけれども、例えば話し合う場合に、いろいろと、気をつけなければいけない点というかな、人数的な部分等も含めて、組織的な、何か変更点とか、そういうのはないんでしょうか。

**学習指導課補佐** 組織としましては、担当室長が1名、それから室長補佐が1名、それからその下につきます指導主事が3名の体制で。あと、庶務の担当が1名です。

**和座委員** それで、新しい組織としてやっていくわけですね、この部分についての担当。

**学習指導課補佐** はい。業務の内容をより明確に、そこに記載させていただいております。

**和座委員** 分かりました。じゃあ、人数的にも組織的にもそういうふうにして増えて、そしてしっかりとした形で、項目に従ってやっていくということですね。

**学習指導課補佐** はい。

**和座委員** 分かりました。どうもありがとうございます。

**教育長職務代理者** 山形委員。

**山形委員** 山形です。これは意見になります。

先ほどの議案と絡んで、細かく詳細になっていくことによって、先ほど教育長が言ったような業務の効率化などで、具体的に子どもたちにメリットが多いかなと思う中での、学校安全に関する重要な項目で諸務と、指導及び助言という部分について、子どもたちに、より安全な学校生活の提案が進まれるところだと思えます。その部分でプラスアルファ意見として、安全というのは危険がある前提で、その危険から守られるということもあると思えます。その中に、ぜひ安心というのも1つ、キーワードを入れてほしいと考えます。安心して暮らせるという、安心感みたいな部分の教育が日本は少ないというか弱いという部分があると思えます。禁止命令的な部分が多いと思えます。例えば文科省が提案している「生命の安全教育」というのもノーの部分が多くて、これはオーケー、これはグッドなケースみたいなものが少ないです。これはやっては駄目という部分のみで、日本はこうしちゃいけないよと

いう提案が多くて、逆に海外はこれはオーケーというような、肯定的なメッセージが多い印象です。日本の教育は安全・安心みたいな部分の指導というのが少し少ないなという印象があります。

例えば「廊下は走っちゃいけません」は普通だと思う方が多いかもしれませんが、心理学上で見たら、「走ってはいけない」というのは「走る」という言葉が入っているので、子どもは走ることを考えたりするんです。「歩こう」とか、「ゆっくり」ということを書いたほうが心理的にはいい。例えば子どもに声を掛けるときも、「走ったら転ぶよ」と言ったら、「走る」も「転ぶ」も頭に入るので、両方起きる場合があるんです。「ゆっくり歩く」や「止まって」とかというような、その具体的な部分の中での、こうすると安心して過ごせるよねというような、安心を軸とした、ウェルビーイングな視点を持った安全教育というのはあまりいろんなところはやってないかなと思います。安全の前に安心が、何かいろいろな場所で言葉で使われると思うので、たくさんご指導される中でも、安心を基にした安全と、安全のための、やっちゃ駄目と言うだけではなく、どうしたらいいんだろうかと、その先、考える力を育めるような子どもたちのご指導していただけたらなと思っております。意見です。

以上です。

**教育長職務代理者** じゃあ私からよろしいですか、2点。

学校安全というところで、ここは多分、総括的なところをやるとは思うんですけど、以前、学校訪問行ったときに、ある児童が、ちょっと肢体不自由で、よく使う廊下等に関しては、いわゆる右側通行とか、決まった規定の逆を採用するというような例があって、それは校長先生の裁量で、学校経営でできるのかもしれないけれども。例えばそういうときに、この学校安全の担当室が何か関わって指導するとか、あるいは報告義務があるとか、何かそういう本来の規範と違うことをするとき、何かその学校個々に関わるとか、そういった事案とか指導とか把握とか、そういったものがあるのかどうかというのが1点と。

あと、学校施設課のところに「企画立案」という言葉が加わっているんですけども、上の段のほうは、今までの業務を細分化して明文化してらっしゃるというのでなるほどと思うんですが、企画立案は、今までも入っていたけれども、ここで明確化したものなのか、あるいは何かちょっと違う意味合いで何かやるべきことが増えたのか、その辺りのことを教えていただけるとありがたいです。お願いいたします。

学務課長補佐、お願いします。

**学務課長補佐** 普通の規定で考える安全対策とは別であったり逆であったりというようなこと

ろでの報告というようなお話だったと思うのですが、基本的に、大きな枠での安全対策については担当室のほうから学校のほうにお願いをしたりだとか依頼をかけたりに進めているところではあるのですが、学校事情によって、学校の実態によってその運用が変わる部分については、特に報告は求めておりません。ですので、学校長の権限で進めていただいております。

ただ、今年も私が行った学校で、やはり右側通行が左側通行になっている学校ありました。学校のほうに確認したところ、いわゆる特別支援のお子さんの関係でという、多分同じ学校かなと思うのですが、というお話をされておりました。そういった確認はさせていただこうとは思っておりますが、基本的には学校の運営上の問題で変える場合には、学校のほうにお願いをしながら進めているところが現状でございます。

**教育長職務代理者** 分かりました。ありがとうございます。

学校施設課長、お願いいたします。

**学校施設課長** 学校教育の情報化施策においては、先ほど教育総務課長より、部をまたいで、今まで企画立案と運用などが別になっておりましたが、次年度に置きましてG I G Aタブレットの更新が控えていて、大きな事業になってます。端末の選定など、またさまざまなアプリケーションの選定等、企画立案が絡んできますので、導入まで千葉県や各学校との調整などございますので、情報化に係る環境整備及び運用に加えて企画立案を追加して、一体的に行うものということになります。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

和座委員。

**和座委員** この学校安全ということについては、ちょっと漠然とした感じがするんですけども、実際のところ、例えば様々な器具とか物の不良なんかがあったりして、そのための事故だとか、あるいはけがとかですね。そういった、よくあるのはエビペンも含めた、そういったアレルギーの子どもに対する処置のことなんかも含めて、いろいろとあると思うんですけども、これらについて、もう少し具体的に、この安全に関して実際のところ、その学校で、例えばこの程度の事故が起こっているとか、あるいは実際にこういうことが起こったというようなことについての、何か具体的な、統計的な資料というのは何かあるんでしょうか。

**教育長職務代理者** 学務課長補佐、お願いします。

**学務課長補佐** 統計的なものというお話だったのですが、担当室のほうでは主に交通事故やア

アレルギーに関しては救急搬送例、それから学校の校内での救急搬送例、これらについては、学務課本課のほうからの情報提供により、我々のほうでも把握させていただいております。例えば特に今年で言うと、交通事故が昨年と比べて倍増してるような状況が見られます。そういった、学校の状況とか事故の例というのを参考にしながら、我々のほうも学校への対策ということで支援の方法を考えておりますので。ある程度大きな事例については確認はしております。あとは統計的に出せるとすれば、スポーツ振興センターのほうの利用例ですね、こちらのほうから、けがの状況については担当室のほうでも分かるような形にはなっております。

**和座委員** ありがとうございます。

またできればそういうレポートを頂けると、私もちょっと読んで何かお話できるかもしれませんので、よろしくお願いします。

ついさっきもありましたけれども、登校中にお子さんのところに車が入ってしまって、たしか何人か亡くなられたというニュースがありました。そのときに道の状況を見ると、下りで曲がるような、カーブのところに突っ込んだようですね。ですから、そういうふうなことというのは、前もってある程度、ここは危険だということは周りの人たちも何となく分かってたみたいなので、そういうことについて、様々な部分での解析というのにも必要になってくると思いますし、それが本当にヒヤリ・ハットというかな、そういうふうな、本当に大事には至らなかったにしても芽を摘んでおく必要があるかもしれませんので、そういうことも含めてしっかりと分析も必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** ほか。

教育長、お願いします。

**教育長** 先ほどの議案で、組織に関する規則を一部改正し、それに伴って今回、事務決裁規程の内容でございますので、委員の皆さんからご意見頂いたように、より明確になったということは、より議論がしやすくなったのかなと私は思います。ですので、ぜひこういった、これをチャンスと捉えて教育委員の先生方にも教育委員会が行っている所掌事務等について、さらにご意見をいただけたらうれしいなと思います。

当然ですけれども、ここにはあくまでも所属を明記して、そこに、主に所掌する事務を書いてありますけれども、例えば「安全」というような言葉のくくりであれば、これは学校保健安全担当室が全てを担うわけではなくて、施設面ですとか心理的な部分ですとか、様々な部分がリンクしていかなければいけないと思います。あくまでもこれは中心となっている

ところが連携しながら進めていくというようなご理解もあってもいいのかなと思いますので。引き続き、よりよいものになるように、ご意見等いただければと思います。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、これより議案第51号の採決をいたします。議案第51号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第51号は原案どおり決定いたしました。説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

---

◎その他

**教育長職務代理者** それでは、会議冒頭に教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告ございますか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** では、委員の皆様より。

山形委員、お願いいたします。

**山形委員** では、2月に伺いました市町村教育委員会研究協議会のほうで不登校についてと部活地域移行について、他自治体の教育委員とディスカッションしながら学んだ部分で、まとめました。

不登校についてで、同じテーブルに大津市、荒川区、杉並区、調布市と松戸市というところで座らせていただきまして、大津市に関しては教育長の方が席についていただきました。

杉並区は松戸と同じような形で特段、スクールソーシャルワーカーと教育支援センターというような形でした、大津市に関しましては、不登校に関しての保護者などが、見られるようなパンフレットと、どのような組織で、具体的に何をやっているかというの、かなり詳細なパンフレットを作っていたというような形になっていました。すべて検索するとみられる形になっています。

調布市は大学生がメンタルフレンドになって登校をサポートしていました。パンフレットに関しては、不登校の子どもたちの心理の回復への3つの時期というような具体的な、子どもがどういう状況になるというようなものもデータで載っています。これが保護者の方に見られるというのはとてもいいなと思いました。荒川区は40ページ以上にわたる不登校支援ガイドというのを作成していました。

このテーブルで話し合った中で一番出た話題が、保護者への支援です。子どもたちというところもありますけれども、保護者自身が孤立することによる危機感や、サポートを受けられないなど、何かしらその不登校に関する情報の糸口になるのが、難しくなります。子どもへのアプローチもそうですけれども、ご家庭に入っていくと、保護者との関係性だとかは大切な部分になります。前回の会議でも、いじめ対策の議論のときに3日間お休みしたら対策委員が、動くかどうか保護者の方に聞くというので、中西委員が質問されていました。実際に、いじめの対策が動いたのは二組ぐらいだったと記憶をしています。この不登校の背景にある、いじめとも絡むかもしれませんが、保護者が不登校になったときにすぐSOSを、みんないろんなところに出せるだとか、学校休むことへの罪悪感や、休ませちゃいけないなど、いろんなもの背負ってらっしゃる方がたくさんいます。不登校人数が34万人と、どんどん増えていきますし、どの市町村も増えているのは変わらないし、松戸も増えてはいます。その部分で保護者がすぐにSOSを出すだとか、何か相談できるだとか、もしくは次の選択肢が選べるだとかというところを、もう少し具体的なものを松戸も準備が必要だと思います。松戸は不登校の相談と検索すると全体的な相談窓口がポンと1個出てきて、その中に松戸市の不登校支援というところで流れは書いてはあるんですが、QRコードがあって、そこをクリックや携帯電話を自分でかざして検索しないと手に情報が入らないというのは、少しハードルが上がると思ったりします。

また、千葉県の方の不登校対策が出てきたりしてたので、もう少し丁寧に、不登校になったときへの対応というようなものを提示していく必要があると考えます。

部活動地域移行については、徳島市と伊勢崎市の教育委員とお話したんですけど、どちらの地域とも子どもがどんどん減っていて、自治体的にも困り事が多くて、指導者の方が見つからなくてというところで、松戸市さんはまだいいですねと、うらやましがられました。徳島はトイレもまだ和式が多いですし、先生も全然見つからないし、何か苦労話を聞いた時間でした。全体の議論の話になったときも、皆さん、指導者が見つからない、予算が足りないというような、全体のお話でした。

最後に、みんなで教育を考える会に、参加させていただきました。前伊藤教育長と、以前、教育委員会にいらっしゃった榎先生が共同代表をしている会ですけれども、榎先生の「脳とスマホAI時代の教育を考える」ということで、講義を受けた後、40名以上参加者がいらっしゃったので、その中で小グループに分かれてたくさんグループワークをすることができました。

現役の先生が、低学年の担任の先生がいらっしゃって、実際に音読を子どもたちにやってみたら、学習というよりもみんなが元気になっていったという話も実際に聞いたのと、同じテーブルに企業の方がいらっしゃって、企業の観点からも教育について考えるというところで貴重なお話を聞くことができました。また、学びに行こうと思いました。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

和座委員。

**和座委員** 今のところと関連して、ちょっと報告というかご紹介ですけれども、今、実はゼロ歳児から3歳児までに対して「まつどDE子育てLINE」というLINEを、親御さん達に、お子さんたちのそれぞれの月齢に応じた様々なメッセージを届けるという、そういったことをやっただいております。その実行委員というのが7名ぐらいの小児科医と私みたいな人間が一緒になって、そういった文章を作ってるんですけれども。

実は大田区のほうから要請がありまして、もっとそれを年齢的に広げてくれないかということで、1年半ぐらい前からそれをやっております。

その中で、非常に大田区のほうで強く言ってくるということというのが、やっぱり思春期の場合には、やはり一番問題になってくるのが不登校の問題が大きいと。その中に隠されている様々なメンタルな部分とか、あるいはその子どもたちの生活習慣、例えばスマホを夜遅くまで見ることによって、きちっとした睡眠が取れないとかという、子どもたちの、いわゆる生活習慣ですね、そういったことも含めて、大田区のほうでは中学校や小学校の高学年に向けて、我々LINEで保護者に対してメッセージを今、作って試験的にやっております。

非常に親御さん達から好評でして、自分で言うのもあれですけど。様々な形でのメッセージを届けることによって、不登校に関しての様々な、不安感とか、そういったものについてのアドバイスをいただいたとかというふうなことも言われております。

ですから、そういうことも含めて今、いろいろと、試行錯誤でやっておりますけれども、もし松戸市のほうでも、そういったことに少し関心がおありであれば、LINEの部分につい

でも我々のほうではいろいろな形で、今、子育てで3歳までしかやってないんですけども、それをもっと広げていって、今回、5歳健診というのが一応、今年はちょっと延期になって、1年後になってしまったんですけども、そういったものも含めながら、発達の、いわゆる障害のこと、子どもさんたちがどんな形でその能力を伸ばしていくかといったような部分も、多分、小学校に入ってくる時に様々な形で親御さんたち心配なさってると思うんですね。そういったところについてもメッセージを発しておりますので、もしご興味があるようでしたら、また私のほうに言っていただければ、また検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

先日、中西委員もTKPのグループワークについて、ちょっと総括したいということ、確か教育長のほうに。

**教育長** そうですね。

**教育長職務代理者** ご意見がございましたので、すみません、私もペーパー等作ってない中ですが、時間が皆様おありのときに、何かしらそういった事例を持ち合って、勉強会というか、していただければありがたいかなと思います。よろしくお願いいたします。

**教育長** じゃあ私のほうからも一言だけ。

本当にいろんなところで私たちも学んでいかなければいけないだろうということ、改めて感じます。幸いなことに令和7年度も市町村教育委員会研究協議会もそうですし、私自身も幾つか都市教育長協議会等も含めて学ばせていただく機会を得られそうですので、中西委員からもあったように、和座先生も、皆さん同じようにお考えですので、こういった定例の教育委員会会議の中で時間が取れる場合はそこでも、もちろんそうですし、もしなかなか時間が取れないということであれば、もう少し別の立場でも勉強会等をやれたらうれしいなど改めて感じました。

私も情報提供をもっと積極的にしていかなければいけないと改めて感じましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

◎議案第52号・第53号

**教育長職務代理者** それでは、これより議案第52号「令和6年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について」、議案第53号「松戸市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、これらの審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、以降指定する職員は、各議案で入替えをお願いします。

議案第52号につきましては、学務課課長補佐、議案第53号につきましては、教育総務課専門監、教育総務課課長補佐、教育総務課主査、以上でございます。そのほかの方は退席してください。

傍聴人の退出及び説明員の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(指定職員以外退席)

---

(以後、秘密会)

---

(関係職員等入室)

---

**教育長職務代理者** ご報告いたします。

秘密会にて、議案第52号及び議案第53号については、原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

本日、予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

---

◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、令和7年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時22分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員